



2025 年 6 月 13 日

各 位

会 社 名 東京コスモス電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 岩崎 美樹
(コード：6772 東証スタンダード市場)
問合せ先 取締役管理本部長 久保田 純
(TEL. 046-253-2111)

(訂正) Bourns Japan Holdings LLC による当社株式に対する
公開買付けの開始予定に関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ

当社は、2025 年 6 月 10 日付で公表した表記開示資料について訂正がありましたのでお知らせします。訂正箇所には下線を付しております。

記

頭書

(訂正前)

<前略>

公開買付者は、当社の 2025 年 5 月 1 日付「株主提案に関する書面受領のお知らせ」によれば、一定の大株主から当社の 2025 年 6 月 24 日開催予定の第 68 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）につき取締役選任に関する株主提案が提出されていることに照らすと、本定時株主総会が当社の株主の皆様にとって当社の経営方針及び経営の受託者を決定する重要な場となるものと予想しているとのことです。この点を踏まえ、公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的として本取引を実施する予定であることを本定時株主総会までに公表し、本取引を本定時株主総会の議案に関する重要なテーマの一つとして提示することで、当社の株主の皆様が今後の当社の経営方針及び経営の受託者を判断するための材料を提供することが、当社の株主の皆様にとって有益であると考えているとのことです。

<中略>

本日現在、当社は、本定時株主総会を 2025 年 6 月 24 日に開催する予定であり、公開買付者は、本定時株主総会が 2025 年 6 月 4 日に開催され、本前提条件が充足された場合には、本定時株主総会后、2025 年 6 月 30 日（予定）に本公開買付けを開始することを予定しているとのことです。

<中略>

なお、当社の上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。本日現在、公開買付者及び Bourns グループ は、当社株式を所有していないとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

公開買付者は、当社の 2025 年 5 月 1 日付「株主提案に関する書面受領のお知らせ」によれば、一定の大株主から当社の 2025 年 6 月 24 日開催予定の第 68 回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）につき取締役選任に関する株主提案が提出されていることに照らすと、本定時株主総会が当社の株主の皆様にとって当社の経営方針及び経営の受託者を決定する重要な場となるものと予想しているとのことです。この点を踏まえ、公開買付者は、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）を実施する予定であることを本定時株主総会までに公表し、本取引を本定時株主総会の議案に関する重要なテーマの一つとして提示することで、当社の株主の皆様が今後の当社の経営方針及び経営の受託者を判断するための材料を提供することが、当社の株主の皆様にとって有益であると考えているとのことです。

<中略>

本日現在、当社は、本定時株主総会を2025年6月24日に開催する予定であり、公開買付者は、本定時株主総会が2025年6月24日に開催され、本前提条件が充足された場合には、本定時株主総会后、2025年6月30日（予定）に本公開買付けを開始することを予定しているとのことです。

<中略>

なお、当社の上記取締役会決議は、公開買付者が本公開買付け及びその後の一連の手続により当社を公開買付者の完全子会社とすることを企図していること、並びに当社株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。本日現在、公開買付者及びBournsグループ（下記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）意見の根拠及び理由」の「② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」において定義します。以下同じです。）は、当社株式を所有していないとのことです。

<後略>

1. 公開買付者の概要

（訂正前）

公開買付者の概要は、下表のとおりです。

①	名称	Bourns Japan Holdings LLC	
②	所在地	アメリカ合衆国、デラウェア州、ニューキャッスル郡、ウィルミントン、リトルフォールズドライブ CSC251	
③	代表者の役割・氏名	管理者会議議長 アルバート・スコット・ヨスト	
④	事業内容	当社の株券等を取得及び所有すること	
⑤	資本金	1,000 米ドル（本日現在）（注1）	
⑥	設立年月日	2025 年 5 月 16 日	
⑦	大株主及び持株比率 （2025 年 5 月 16 日現在）	Bourns, Inc.	100.0%
⑧	上場会社と公開買付者の関係		
⑨	資本関係	該当事項はありません。	
⑩	人的関係	該当事項はありません。	
⑪	取引関係	当社は公開買付者の完全親会社である Bourns 社から、23 百万円（2022 年事業年度）、4 百万円（2023 年事業年度）、11 百万円（2024 年事業年度）の可変抵抗器を購入し、当社の日本国内の顧客に販売しております。	
⑫	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。	

（訂正後）

公開買付者の概要は、下表のとおりです。

①	名称	Bourns Japan Holdings LLC	
②	所在地	アメリカ合衆国、デラウェア州、ニューキャッスル郡、ウィルミントン、リトルフォールズドライブ CSC251	
③	代表者の役割・氏名	管理者会議議長 アルバート・スコット・ヨスト	
④	事業内容	当社の株券等を取得及び所有すること	
⑤	資本金	1,000 米ドル（本日現在）（注1）	
⑥	設立年月日	2025 年 5 月 16 日	
⑦	大株主及び持株比率	Bourns, Inc.	100.0%

	(2025 年 5 月 16 日現在)	
⑧	上場会社と公開買付者の関係	
	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	当社は公開買付者の完全親会社である Bourns 社から、23 百万円 (2022 年事業年度)、4 百万円 (2023 年事業年度)、11 百万円 (2024 年事業年度) の可変抵抗器を購入し、当社の日本国内の顧客に販売しております。
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません。

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

- (v) 本公開買付契約に基づき当社が履行又は遵守すべき義務(注2)が重要な点において全て履行又は遵守されていること

<中略>

公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、自己資金及び公開買付者の完全親会社である Bourns, Inc. (カリフォルニア州法人。以下「Bourns 社」といいます。)からの最大 20 百万米ドルの融資により賄うことを予定しているとのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

- (v) 本公開買付契約に基づき当社が履行又は遵守すべき義務(注2)が重要な点において全て履行又は遵守されていること

<中略>

公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、公開買付者の完全親会社である Bourns, Inc. (カリフォルニア州法人。以下「Bourns 社」といいます。)からの出資 (Bourns 社の自己資金及びその関係会社から Bourns 社に対する最大 10 百万米ドルの融資を原資とします。)により賄うことを予定しているとのことです。

<後略>

② 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

上記の3つの事業分野の拡大を目指す中、Bourns 社は、企業買収にも積極的な企業であるとのことです。過去 20 年間、現在までにおいて Bourns 社にとっての最大の買収案件である日本のコマツライト株式会社(現在のボーンズ株式会社)の取得を含む 20 件以上の企業買収を完了した歴史があり、適時にかつ公正な方法で取引を完了する強固な能力を有していると考えているとのことです。Bourns 社は、継続的な投資と改善を通じて成長する潜在的な可能性を有する企業を買収しています。公開買付者は、買収した事業体に投資を惜しまず、当該事業体の市場での将来性や成長力を加速させてきた歴史があるとのことです。

<中略>

その後、Bourns 社は、当社とのさらなる交渉及び 2025 年月 1 日から 2025 年 5 月上旬まで実施したデュー・ディリジェンス等に備え、Bourns 社、公開買付者及び当社から独立した財務、税務及び法務アドバイザーをそれぞれ選任しているとのことです。

<中略>

そのような状況下において、当社は、2025 年 2 月 18 日に金融事業を営む株主（以下「アライアンス候補先」といいます。）から書面にて当社取締役会宛に当社の非公開化及びそれを前提としたデュー・ディリジェンスを企図した、法的拘束力を有しない意向表明書（以下「アライアンス提案」といいます。）を受領しました。また、当社は、下記「（3）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」の「② 当社における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、当社のファイナンシャル・アドバイザーとして選任されたトランスキャピタル株式会社及び、リーガル・アドバイザーとして選任された敬和綜合法律事務所からの助言を踏まえ、アライアンス提案が当社の企業価値向上及び株主の皆様様の共同の利益の確保に資するものといえるかどうか慎重に評価・検討を行うため、経済産業省が 2023 年 8 月 31 日付で策定した「企業買収における行動指針」（以下「企業買収行動指針」といいます。）に則り、アライアンス提案に記載されるデュー・ディリジェンスの受け入れ及び「真摯な検討」（企業買収行動指針 3. 1. 2）を要するかの検討を行うために必要十分な情報がアライアンス提案に記載されておらず、アライアンス候補先から、アライアンス候補先が考える、事業会社の運営・事業再構築に係わった経験と実績、買収者・資金の裏付けに関するより明確な情報及び経営方針の実施に堪える人材を擁しているかに関する情報の提供を求める旨の書面を、2025 年 2 月 26 日に当社からアライアンス候補先に、電子メールに書面を添付する方法により送付しました。

<中略>

その後、Bourns 社は、上記の当社からの要請、及び、当社の本定時株主総会において、2025 年 3 月 31 日を基準日とする 1 株当たり 175 円（以下「本予定配当額」といいます。）の剰余金の配当議案（以下「本配当議案」といいます。）が付議される予定であることを考慮し、2025 年 5 月 22 日付で、当社に対し、本取引を行うために当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得すること、及び、1 株当たり 7,100 円の公開買付価格で公開買付けを行うことを提案する旨の意向表明書（以下「第 3 回提案」といいます。）を提出したとのことです。なお、第 3 回提案における公開買付価格は、2025 年 5 月 22 日の前営業日である 2025 年 5 月 21 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 6,450 円 に対してプレミアム（10.08%）が付与されているとのことです。

<中略>

これを受けて、Bourns 社は、本日付で、当社から本最終提案（本予定配当額考慮後）を応諾する旨の書面を受領したとのことです。

<後略>

（訂正後）

<前略>

上記の 3 つの事業分野の拡大を目指す中、Bourns 社は、企業買収にも積極的な企業であるとのことです。過去 20 年間、現在までにおいて Bourns 社にとっての最大の買収案件である日本のコマツライト株式会社（現在のボーンズ株式会社）の取得を含む 20 件以上の企業買収を完了した歴史があり、適時にかつ公正な方法で取引を完了する強固な能力を有していると考えているとのことです。Bourns 社は、継続的な投資と改善を通じて成長する潜在的な可能性を有する企業を買収しています。Bourns 社は、買収した事業体に投資を惜しまず、当該事業体の市場での将来性や成長力を加速させてきた歴史があるとのことです。

<中略>

その後、Bourns 社は、当社とのさらなる交渉及び 2025 年 1 月 1 日から 2025 年 5 月上旬まで実施したデュー・ディリジェンス等に備え、Bourns 社、公開買付者及び当社から独立した財務、税務及び法務アドバイザーをそれぞれ選任しているとのことです。

そのような状況下において、当社は、2025 年 2 月 18 日に金融事業を営む株主（以下「アライアンス候補先」といいます。）から書面にて当社取締役会宛に当社の非公開化及びそれを前提としたデュー・ディリジェンスを企図した、法的拘束力を有しない意向表明書（以下「アライアンス提案」といいます。）を受領しました。また、当社は、下記「（2）意見の根拠及び理由」の「③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由」の「（i）公開買付者からの提案及び検討体制の構築の経緯」に記載のと

おり、当社のファイナンシャル・アドバイザーとして選任されたトランスキャピタル株式会社及び、リーガル・アドバイザーとして選任された敬和綜合法律事務所からの助言を踏まえ、アライアンス提案が当社の企業価値向上及び株主の皆様の共同の利益の確保に資するものといえるかどうか慎重に評価・検討を行うため、経済産業省が2023年8月31日付で策定した「企業買収における行動指針」（以下「企業買収行動指針」といいます。）に則り、アライアンス提案に記載されるデュー・ディリジェンスの受け入れ及び「真摯な検討」（企業買収行動指針3.1.2）を要するかの検討を行うために必要十分な情報がアライアンス提案に記載されておらず、アライアンス候補先から、アライアンス候補先が考える、事業会社の運営・事業再構築に係った経験と実績、買収者・資金の裏付けに関するより明確な情報及び経営方針の実施に堪える人材を擁しているかに関する情報の提供を求める旨の書面を、2025年2月26日に当社からアライアンス候補先に、電子メールに書面を添付する方法により送付しました。

<中略>

その後、Bourns社は、上記の当社からの要請、及び、当社の本定時株主総会において、2025年3月31日を基準日とする1株当たり175円（以下「本予定配当額」といいます。）の剰余金の配当議案（以下「本配当議案」といいます。）が付議される予定であることを考慮し、2025年5月22日付で、当社に対し、本取引を行うために当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得すること、及び、1株当たり7,100円の公開買付価格で公開買付けを行うことを提案する旨の意向表明書（以下「第3回提案」といいます。）を提出したとのことです。なお、第3回提案における公開買付価格は、2025年5月22日の前営業日である2025年5月21日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値6,480円に対してプレミアム（9.57%）が付与されているとのことです。

<中略>

これを受けて、Bourns社は、本日付で、当社から本最終提案（本予定配当額考慮後）を応諾する旨の回答を受領したとのことです。

<後略>

③ 当社が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(i) 公開買付者からの提案及び検討体制の構築の経緯

(訂正前)

<前略>

また、当社は、公開買付者の連結子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による従属会社の買収には該当しないものの、本取引においては、当社の一般株主が最終的に金銭を対価としてスクイーズアウトされることが想定されること、取引条件の適正さが当社の株主の利益にとって特に重要になると考えられること、その後、公開買付者による当社に対するデュー・ディリジェンスが相当程度進展してきたことなどを踏まえ、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保することを目的として、敬和綜合法律事務所の助言を踏まえて、2025年4月21日付で、公開買付者及び当社のいずれからも独立し、当社の社外取締役であり独立役員でもある小野正典氏、森田貴子氏及び山口鐘畿氏並びに社外有識者である森幹晴氏及び藤田和弘氏の5名から構成される特別委員会を設置しました。

<後略>

(訂正後)

<前略>

また、当社は、公開買付者の連結子会社ではなく、本公開買付けは支配株主による従属会社の買収には該当しないものの、本取引においては、当社の一般株主が最終的に金銭を対価としてスクイーズアウトされることが想定されること、取引条件の適正さが当社の株主の利益にとって特に重要になると考えられること、その後、公開買付者による当社に対するデュー・ディリジェンスが相当程度進展してきたことなどを踏まえ、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、また、当社取締役会の意思決定過程における恣意性及び利益相反を排除し、公正性、透明性及び客観性を担保することを目的として、敬和綜合法律事務所の助言を踏まえて、2025年4月21日付で、公開買付者及び当社のいずれからも独立し、当社の社外取締役

であり独立役員でもある小野正典氏、森田貴子氏及び山口鐘畿氏並びに社外有識者である森幹晴氏及び藤田和弘氏の5名から構成される特別委員会（以下「本特別委員会」といいます。）を設置しました。

<後略>

（ii）検討・交渉の経緯

（訂正前）

<前略>

しかしながら、直近10期（2014年3月期から2024年3月期）の決算状況にも示されるとおり、当社は近年、以下のような課題を抱えており、また、その対策も鋭意進めているところです。

<中略>

このような状況の中、取り扱う製品群を拡大し、また、海外販売網を拡大することで、新たな市場への進出や事業環境の変化に対応する必要性から、当社との補完関係が見込めるパートナーとの協業が必要であると考えていたところ、市場における同業者であり、また、従前から取引関係があり、その存在を認識しており、北米及び欧州市場に販売網を有する公開買付者をその候補企業として検討対象とするに至りました。もっとも、当社は、公開買付者を可変抵抗器での競合大手と認識していた一方で、公開買付者は非公開企業であり、その事業内容等の詳細は開示されていませんでした。そこで、公開買付者との将来的な事業提携等の可能性を模索するべく、公開買付者の企業実態、事業内容等を知ることが目的として2024年2月15日に当社役員数名が公開買付者本社を訪問し、公開買付者と面談を行いました。当社は、同面談にて公開買付者のグローバルでの事業展開、研究開発の状況、社員教育の状況及び経営方針について理解を深めるとともに、公開買付者がセンサー、可変抵抗器、パワーソリューション関連部品等の豊富な製品群を有し、航空宇宙分野を含む運輸機械分野から医療機器分野までを含み、米国のみならず、欧州各国、中国を含むアジアをはじめとする世界各地にてグローバルで強力な展開力を有することなどについての認識を新たにしました。

かかる面談後、当社と公開買付者は、相互に協業パートナーとなりうるかについて情報交換を行なうとともに、2024年7月29日及び同月30日に公開買付者が、当社本社、工場を訪問し、両社経営陣間にて協業に関し具体的な検討を開始いたしました。

その後、当社は、2024年11月4日、公開買付者から、本公開買付価格を5,400円から5,600円とする提案、及びデュー・ディリジェンスその他の本取引に関する提案を含む本取引に関する初期的な意向表明書である第1回提案を受領しました。なお、第1回提案における公開買付価格は、2024年11月4日の前営業日である2024年11月1日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値に対してプレミアム（27.06%から31.76%が付与されているとのこと）です。これを受け、当社は、2024年11月11日に公開買付者に対して、同意向表明書に関し「第1回提案について検討を行う」「デュー・ディリジェンスを受け入れるためには秘密保持契約の締結が必要である」とする趣旨の回答書を電子メールにて送付し、2024年11月21日に、デュー・ディリジェンスの受け入れ等のため、公開買付者との間で秘密保持契約を締結しました。公開買付者によるデュー・ディリジェンスは、2025年1月1日から2025年5月上旬までの間、実施されました。また、当社は、2025年4月11日、公開買付者の経営幹部らとオンラインでの面談を行い、公開買付者におけるデュー・ディリジェンスを、同年5月1日を目途に完了させる予定であること、公開買付者における本取引実行に関する最終的な機関決定はかかるデュー・ディリジェンスの完了を待って行う予定であること、しかしながら公開買付者としては本取引に前向きであり、デュー・ディリジェンスの結果に大きな支障がなければ本取引を実行したい意向があること等の確認を行いました。

当社は、かかる面談を通して、公開買付者における本取引の遂行可能性が高まったと考え、2025年4月21日の取締役会において特別委員会の設置を決議しました。

その後、当社は、2025年4月30日、公開買付者から、本取引を行うために当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得すること、及び、1株当たり6,910円の公開買付価格で公開買付けを行うことを提案する旨の意向表明書である第2回提案を受領し、内容を確認した後、公開買付者に対して、同年5月2日、適切なプロセスにて具体的な検討を進める旨を回答しました。なお、第2回提案における公開買付価格は、2025年4月30日の前営業日である2025年4月28日の東京証券取引所スタンダー

ド市場における当社株式の終値に対してプレミアム（12.54%）が付与されているとのことです。

また、2025 年 5 月 6 日、当社は、公開買付者に対し、トランスキャピタル株式会社からの助言も踏まえ、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が当社の株主に適切に分配された価格として十分な水準とはいえないとして、公開買付者において公開買付価格を再検討するよう、電子メール及びウェブ会議により要請を行いました。さらに、当社は、2025 年 5 月 7 日、トランスキャピタル株式会社も同席の上、公開買付者に対し、再度、公開買付者において公開買付価格を再検討するよう、ウェブ会議により要請を行いました。

その後、公開買付者は、上記の当社からの要請を考慮し、2025 年 5 月 22 日、当社に対し、本取引を行うために当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得すること、及び、1 株当たり 7,100 円の公開買付価格で公開買付けを行うことを提案する旨の意向表明書である第 3 回提案を提出したとのことです。なお、第 3 回提案における公開買付価格は、2025 年 5 月 22 日の前営業日である 2025 年 5 月 21 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値に対してプレミアム（9.57%）が付与されているとのことです。

その後、2025 年 5 月 31 日、当社は、公開買付者に対し、当該時点での当社の第三者算定機関 KPMG FAS による当社株式の株式価値の当該時点での試算結果を勘案し、1 株あたり 8,238 円を上回る公開買付価格とするよう要請しました。その後、2025 年 6 月 4 日、当社は、公開買付者から、1 株あたり 8,250 円の公開買付価格とする第 4 回提案を書面により受領しました。

その後、Bourns 社は、2025 年 6 月 7 日、当社の本定時株主総会において、2025 年 3 月 31 日を基準日とする 1 株当たり 175 円の剰余金の配当が付議される予定であることを考慮した公開買付価格として、本公開買付価格を 8,075 円とする最終提案を提出したとのことです。

これを受けて、2025 年 6 月 10 日、当社は公開買付者に対し、本公開買付価格を 8,075 円とすることに同意する旨を書面で回答しました。

<中略>

具体的には、当社は、公開買付者から本公開買付価格等についての提案を受領する上で、公開買付者によるデュー・ディリジェンスにおいて、当社の第 2 次中期経営計画（2024 年 4 月開示 2 日開示「第 2 次中期経営計画の策定と資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」）に基づく財務情報を基礎とする 2025 年 3 月期から 2027 年 3 月期までの事業計画財務情報を提示し、さらに公開買付者からの要望に従って、2028 年 3 月期から 2029 年 3 月期までの事業計画財務情報（以下、あわせて「本事業計画」といいます。）を追加して提示しております。

<後略>

（訂正後）

<前略>

しかしながら、直近 10 期（2015 年 3 月期から 2024 年 3 月期）の決算状況にも示されるとおり、当社は近年、以下のような課題を抱えており、また、その対策も鋭意進めているところです。

<中略>

このような状況の中、取り扱う製品群を拡大し、また、海外販売網を拡大することで、新たな市場への進出や事業環境の変化に対応する必要性から、当社との補完関係が見込めるパートナーとの協業が必要であると考えていたところ、市場における同業者であり、また、従前から取引関係があり、その存在を認識しており、北米及び欧州市場に販売網を有する Bourns 社をその候補企業として検討対象とするに至りました。もっとも、当社は、Bourns 社を可変抵抗器での競合大手と認識していた一方で、Bourns 社は非公開企業であり、その事業内容等の詳細は開示されていませんでした。そこで、Bourns 社との将来的な事業提携等の可能性を模索するべく、Bourns 社の企業実態、事業内容等を知ることが目的として 2024 年 2 月 15 日に当社役員数名が Bourns 社本社を訪問し、Bourns 社と面談を行いました。当社は、同面談にて Bourns 社のグローバルでの事業展開、研究開発の状況、社員教育の状況及び経営方針について理解を深めるとともに、Bourns 社がセンサー、可変抵抗器、パワーソリューション関連部品等の豊富な製品群を有し、航空宇宙分野を含む運輸機械分野から医療機器分野までを含み、米国のみならず、欧州各国、中国を含むアジアをはじめとする世界各地にてグローバルで強力な展開力を有することなどについての認識を新たにしまし

た。

かかる面談後、当社と Bourns 社は、相互に協業パートナーとなりうるかについて情報交換を行なうとともに、2024 年 7 月 29 日及び同月 30 日に Bourns 社が、当社本社、工場を訪問し、両社経営陣間にて協業に関し具体的な検討を開始いたしました。

その後、当社は、2024 年 11 月 4 日、Bourns 社から、本公開買付価格を 5,400 円から 5,600 円とする提案、及びデュー・ディリジェンスその他の本取引に関する提案を含む本取引に関する初期的な意向表明書である第 1 回提案を受領しました。なお、第 1 回提案における公開買付価格は、2024 年 11 月 4 日の前営業日である 2024 年 11 月 1 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値 4,250 円に対してプレミアム (27.06%から 31.76%) が付与されているとのことです。これを受け、当社は、2024 年 11 月 11 日に Bourns 社に対して、同意向表明書に関し「第 1 回提案について検討を行う」「デュー・ディリジェンスを受け入れるためには秘密保持契約の締結が必要である」とする趣旨の回答書を電子メールにて送付し、2024 年 11 月 21 日に、デュー・ディリジェンスの受け入れ等のため、Bourns 社との間で秘密保持契約を締結しました。Bourns 社によるデュー・ディリジェンスは、2025 年 1 月 1 日から 2025 年 5 月上旬までの間、実施されました。また、当社は、2025 年 4 月 11 日、Bourns 社の経営幹部らとオンラインでの面談を行い、Bourns 社におけるデュー・ディリジェンスを、同年 5 月 1 日を目途に完了させる予定であること、Bourns 社における本取引実行に関する最終的な機関決定はかかるデュー・ディリジェンスの完了を待って行う予定であること、しかしながら Bourns 社としては本取引に前向きであり、デュー・ディリジェンスの結果に大きな支障がなければ本取引を実行したい意向があること等の確認を行いました。

当社は、かかる面談を通して、Bourns 社における本取引の遂行可能性が高まったと考え、2025 年 4 月 21 日の取締役会において特別委員会の設置を決議しました。

その後、当社は、2025 年 4 月 30 日、Bourns 社から、本取引を行うために当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得すること、及び、1 株当たり 6,910 円の公開買付価格で公開買付けを行うことを提案する旨の意向表明書である第 2 回提案を受領し、内容を確認した後、Bourns 社に対して、同年 5 月 2 日、適切なプロセスにて具体的な検討を進める旨を回答しました。なお、第 2 回提案における公開買付価格は、2025 年 4 月 30 日の前営業日である 2025 年 4 月 28 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値に対してプレミアム (12.54%) が付与されているとのことです。

また、2025 年 5 月 6 日、当社は、Bourns 社に対し、トランスキャピタル株式会社からの助言も踏まえると、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が当社の株主に適切に分配された価格として十分な水準とはいえないとして、Bourns 社において公開買付価格を再検討するよう、電子メール及びウェブ会議により要請を行いました。さらに、当社は、2025 年 5 月 7 日、トランスキャピタル株式会社も同席の上、Bourns 社に対し、再度、Bourns 社において公開買付価格を再検討するよう、ウェブ会議により要請を行いました。

その後、Bourns 社は、上記の当社からの要請を考慮し、2025 年 5 月 22 日、当社に対し、本取引を行うために当社株式の全て（但し、当社が所有する自己株式を除きます。）を取得すること、及び、1 株当たり 7,100 円の公開買付価格で公開買付けを行うことを提案する旨の意向表明書である第 3 回提案を提出したとのことです。なお、第 3 回提案における公開買付価格は、2025 年 5 月 22 日の前営業日である 2025 年 5 月 21 日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値に対してプレミアム (9.57%) が付与されているとのことです。

その後、2025 年 5 月 31 日、当社は、Bourns 社に対し、当該時点での当社の第三者算定機関 KPMG FAS による当社株式の株式価値の当該時点での試算結果を勘案し、1 株あたり 8,238 円を上回る公開買付価格とするよう要請しました。その後、2025 年 6 月 4 日、当社は、Bourns 社から、1 株当たり 8,250 円の公開買付価格とする本最終提案（本予定配当額考慮前）を書面により受領しました。

その後、Bourns 社は、2025 年 6 月 7 日、当社の本定時株主総会において、2025 年 3 月 31 日を基準日とする 1 株当たり 175 円の剰余金の配当が付議される予定であることを考慮した公開買付価格として、本公開買付価格を 8,075 円とする本最終提案（本予定配当額考慮後）を提出したとのことです。

これを受けて、2025 年 6 月 10 日、当社は Bourns 社に対し、本公開買付価格を 8,075 円とすることに同意する旨を回答しました。

<中略>

具体的には、当社は、Bourns 社から本公開買付価格等についての提案を受領する上で、Bourns 社によるデュー・ディリジェンスにおいて、当社の第2次中期経営計画（2024 年4月2日開示「第2次中期経営計画の策定と資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について」）に基づく財務情報を基礎とする2025 年3月期から2027 年3月期までの事業計画財務情報を提示し、さらに Bourns 社からの要望に従って、2028 年3月から2029 年3月期までの事業計画財務情報（以下、あわせて「本事業計画」といいます。）を追加して提示しております。

<後略>

(iii) 当社の意思決定の内容

(訂正前)

<前略>

セグメント別では、第58期（2015 年3月期）においては、可変抵抗器の売上高 3,783 百万円に対しセグメント利益 579 百万円（セグメント利益率 15.3%）であったのに対し、第67期（2024 年3月期）では、売上高 4,085 百万円に対しセグメント利益 1,113,133 百万円（セグメント利益率 28.0%）となっております。

<中略>

公開買付者の豊富なグローバル技術人材を活用することで、この課題を解決し、双方にとって開発力強化の側面でシナジー効果が見込めるものと考えております。

<中略>

かかる当社を取り巻く状況と、グローバルかつ強力な事業展開と流通網及び世界水準の顧客ネットワークを有する公開買付者の特徴等をあわせ協議及び検討を行った結果、以下の諸点において、本取引は当社の企業価値に資するとの結論に至りました。

(ア) センサー事業等におけるグローバルネットワークの活用

特に、当社のセンサー事業に関して、公開買付者は、当社で製造するセンサー関連商材を公開買付者の海外販路を通じてグローバルに展開することで、高いシナジー効果が発揮できると考えております。当社がその持てる生産力を背景に、OEMの形態等により生産を行い、海外地域へ展開することで、当社が現在伸び悩んでいる日本以外の地域での売上高・利益率の大幅な向上が期待できます。

(イ) EV 向けバッテリー関連製品の共同開発・生産及び海外チャネルの開拓

当社の EV 向けバッテリー関連事業に関して、公開買付者は、今後需要増が見込まれる EV 自動車のバッテリー用ヒータ商材として当社が現在研究開発に注力している製品を共同で開発・生産し、公開買付者の顧客でもある海外バッテリーメーカーや海外自動車メーカーのチャネルへの販売で、高いシナジー効果が発揮できると考えております。

(ウ) 中国における生産・販路の拡大

公開買付者は中国に生産拠点を有し、当社も同国に2か所の生産拠点を有します。公開買付者にとっては、双方の生産拠点の相互補完関係の構築及び今後の地政学的情勢の変化に合わせ、中国での生産及び販路の拡大というシナジー効果があると考えられます。

<中略>

また、当社における人材採用面で重要となる当社の知名度・ブランド力や社会的な信用は、事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きく、必ずしも非上場化することでこうしたブランド力等を失うわけではないこと、当社及び公開買付者の一部事業に限定した協業では、可変抵抗器を含む一部製品及び顧客において競合するケースが生じ、経済的メリットが限定されてしまうこと、また、一部資本参加で上場を維持した状態では、新規事業開発や研究開発における当社の情報管理体制上、非効率であり、公開買付者とのシナジーを十分に得ることが困難になると考えられることなどから、今後も継続して当社株式の上場を維持する必要性は限定的であると考えております。

<中略>

(ア) 本公開買付価格が、当社において、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、公開買付者との間で十分な交渉を重ねた結果合意された価格であること

＜後略＞

(訂正後)

＜前略＞

セグメント別では、第 58 期（2015 年 3 月期）においては、可変抵抗器の売上高 3,783 百万円に対しセグメント利益 579 百万円（セグメント利益率 15.3%）であったのに対し、第 67 期（2024 年 3 月期）では、売上高 4,085 百万円に対しセグメント利益 1,133 百万円（セグメント利益率 28.0%）となっております。

＜中略＞

Bourns 社の豊富なグローバル技術人材を活用することで、この課題を解決し、双方にとって開発力強化の側面でシナジー効果が見込めるものと考えております。

＜中略＞

かかる当社を取り巻く状況と、グローバルかつ強力な事業展開と流通網及び世界水準の顧客ネットワークを有する Bourns 社の特徴等をあわせ協議及び検討を行った結果、以下の諸点において、本取引は当社の企業価値に資するとの結論に至りました。

(ア) センサー事業等におけるグローバルネットワークの活用

特に、当社のセンサー事業に関して、Bourns 社は、当社で製造するセンサー関連商材を Bourns 社の海外販路を通じてグローバルに展開することで、高いシナジー効果が発揮できると考えております。当社がその持てる生産力を背景に、OEMの形態等により生産を行い、海外地域へ展開することで、当社が現在伸び悩んでいる日本以外の地域での売上高・利益率の大幅な向上が期待できます。

(イ) EV 向けバッテリー関連製品の共同開発・生産及び海外チャネルの開拓

当社の EV 向けバッテリー関連事業に関して、Bourns 社は、今後需要増が見込まれる EV 自動車のバッテリー用ヒータ商材として当社が現在研究開発に注力している製品を共同で開発・生産し、Bourns 社の顧客でもある海外バッテリーメーカーや海外自動車メーカーのチャネルへの販売で、高いシナジー効果が発揮できると考えております。

(ウ) 中国における生産・販路の拡大

Bourns 社は中国に生産拠点を有し、当社も同国に2か所の生産拠点を有します。Bourns 社にとっては、双方の生産拠点の相互補完関係の構築及び今後の地政学的情勢の変化に合わせ、中国での生産及び販路の拡大というシナジー効果があると考えられます。

＜中略＞

また、当社における人材採用面で重要となる当社の知名度・ブランド力や社会的な信用は、事業活動を通じて獲得・維持されている部分が大きく、必ずしも非上場化することでこうしたブランド力等を失うわけではないこと、当社及び Bourns 社の一部事業に限定した協業では、可変抵抗器を含む一部製品及び顧客において競合するケースが生じ、経済的メリットが限定されてしまうこと、また、一部資本参加で上場を維持した状態では、新規事業開発や研究開発における当社の情報管理体制上、非効率であり、Bourns 社とのシナジーを十分に得ることが困難になると考えられることなどから、今後も継続して当社株式の上場を維持する必要性は限定的であると考えております。

＜中略＞

(ア) 本公開買付価格が、当社において、下記「(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、

本特別委員会の実質的な関与の下、Bourns 社との間で十分な交渉を重ねた結果合意された価格であること
<後略>

(6) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置

① 当社における独立した特別委員会の設置及び特別委員会からの答申書の取得

(ii) 検討の経緯

(訂正前)

本特別委員会は、2025 年 4 月 28 日から 2025 年 6 月 10 日までの間に合計 15 回にわたって開催され、委員会にて、また、委員会の期日間では随時電子メールにて、報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行いたしました。

<後略>

(訂正後)

本特別委員会は、2025 年 4 月 25 日から 2025 年 6 月 10 日までの間に合計 15 回にわたって開催され、委員会にて、また、委員会の期日間では随時電子メールにて、報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行いたしました。

<後略>

(iii) 判断内容

(b) 答申理由

2. 本取引の取引条件（本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付価格等も含む。）の公正性・妥当性

(3) 取引条件に係る協議・交渉過程

(訂正前)

- ・ 当社は、ファイナンシャル・アドバイザーとしてトランスキャピタル、リーガル・アドバイザーとして敬和総合、及び第三者算定機関として KPMG FAS を起用し、それぞれの助言を得た上で、以下のとおり、本公開買付価格等を含む本取引全般の取引条件に係る協議・交渉を実施した。なお、本取引の取引条件に係る協議・交渉過程については、後記のとおり、当委員会が実質的に関与している。

<中略>

- ・ 第 2 回提案に対し、当社は、KPMG FAS から取得した暫定的な株式価値算定結果及び当委員会における審議・検討に基づく当委員会からの買付価格の引き上げ要請を踏まえ、トランスキャピタルの助言を受けながら Bourns 社と交渉を重ねた結果、Bourns 社から、2025 年 5 月 22 日、1 株当たり 7,100 円（初回提案比最大 131.48%）の価格提示（以下「第 3 回提案」という。）を受領した。

<中略>

- ・ その後、当社は、2025 年 6 月 3 日、Bourns 社から、大要、(i)本公開買付価格の 102%（以下「本閾値」という。）以下の買付価格による対抗的公開買付けに対しては、いかなる場合も当社取締役会が本公開買付けに対する賛同意見・応募推奨を撤回できない、(ii)本閾値を超える買付価格による対抗的公開買付けが行われ、当社取締役会が本公開買付けに対する賛同意見・応募推奨を撤回できる場合も、当社は Bourns 社が負担した取引費用相当額のブレイクアップ・フィー（最大 3,000,000 米ドル相当。以下「ブレイクアップ・フィー」という。）を Bourns 社に対して支払わなければならない、及び(iii)競合取引の協議等を禁止する旨の取引保護条項（詳細は後記第 3.3.(3)参照）を含む本公開買付契約のドラフトと併せて、本公開買付けの公表後に実施される配当額を調整することを前提に、1 株当たり 8,250 円（初回提案比最大 152.78%）の本公開買付価格の提示（以下「第 4 回提案」という。）を受けた。

<中略>

- 当社は、トランスキャピタル及び敬和綜合の助言並びに当委員会との協議も踏まえて、Bourns 社に対して、本閾値を設定しないこと及びブレイクアップ・フィーに係る合意の削除を要請し、また競合取引の協議等の禁止の緩和を要請したところ、競合取引の協議等の禁止の緩和については応諾を得たものの、本閾値を設定しないこと及びブレイクアップ・フィーに係る合意の削除については、Bourns 社のグローバル戦略における当社の重要性とシナジーの実現、約 5 ヶ月間に渡る広範かつ深度のあるデュー・ディリジェンスの結果得られた当社企業価値最大化の実現への自信と本ディール完遂の強固な意図、少数株主の利益への配慮等を前提に、プレミアムを付した提示価格が、本閾値とブレイクアップ・フィーの提案と一体として行われたものであることを理由に、当社の繰返しの要請にかかわらず応諾を得ることは出来なかった。当社は、(i) Bourns 社との協議及び交渉を通じて、Bourns 社から計 5 回の提案を受けていること、(ii) 最終提案において提示された本公開買付価格が初回提案対比 144.20-149.54%に相当する価格であり、また、最終提案日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値対比 123.47%相当の価格であること、(iii) 前記第 3.2. (1) 及び(2) 記載のとおり、本公開買付価格が、株式価値算定書 (KPMG) 及び株式価値算定書 (DTFA) において示された各手法の当社株式 1 株当たりの株式価値のレンジを超えている又はその範囲内にあること、(iv) 後記第 3.2. (4) 記載のとおり、本公開買付価格は、直前日までの東京証券取引所における当社株式の終値に対して、直前日の終値で 23.47%、直前日の過去 1 カ月の平均終値で 23.68%、直前日の過去 3 カ月の平均終値で 30.12%、直前日の過去 6 カ月の平均終値で 35.08%のプレミアムを加えた金額に相当し、相応のプレミアムが付されていること等を踏まえて、少数株主に相応のプレミアムが付された価格での当社株式の売却機会を提供することと Bourns 社の求める取引保護の要請を比較衡量した結果、本閾値及びブレイクアップ・フィーを理由に、当社の株主から、本公開買付価格での当社株式の売却機会を奪うことは適当ではなく、Bourns 社及び当社が作成し開示する予定の各開示書類において、取引保護条項の内容を含む本公開買付契約の内容について具体的な記載がなされ、本公開買付けを含む本取引の各条件の妥当性等を判断するために必要かつ相当と考えられる情報を開示し、取引条件の妥当性等について一般株主による十分な情報に基づいた適切な判断 (インフォームド・ジャッジメント) が行われる状況を確保した上で、本件取引を実施することが妥当であると判断し、当委員会にも確認の上で、2025 年 6 月 10 日付で、Bourns 社からの最終提案を応諾する旨の回答を行い、Bourns 社との間で、本公開買付価格を 8,075 円とすることについて合意に至った。なお、当社は、最終提案に応諾する際に、敬和綜合から、当社が本閾値及びブレイクアップ・フィーを含む取引保護条項を応諾することについて、日本の会社法上、当社取締役の善管注意義務違反を構成しない旨の法律意見を受領した。
- かかる一連の協議・交渉においては、その進行過程において、当委員会の設置以降、当社並びにトランスキャピタル及び敬和綜合から、特別委員会の場合又は電子メールにて適時に当委員会に対して共有及び説明がなされ、随時、当委員会による方針の確認及び当委員会の意見の聴取を得ながら、当委員会は、DTFA から随時、公開買付案件に関わる広範な経験を踏まえた適切なアドバイスを受け、それを斟酌する等、知見の豊富な外部の専門家の意見も適宜踏まえた上で、取引価格その他の取引条件の交渉方針について意見を述べる形で、その実質的な関与の下に行われた。

<後略>

(訂正後)

- その後、当社は、2025 年 6 月 3 日、Bourns 社から、大要、(i) 本公開買付価格の 102% (以下「本閾値」という。) 以下の買付価格による対抗的公開買付けに対しては、いかなる場合も当社取締役会が本公開買付けに対する賛同意見・応募推奨を撤回できない、(ii) 本閾値を超える買付価格による対抗的公開買付けが行われ、当社取締役会が本公開買付けに対する賛同意見・応募推奨を撤回できる場合も、当社は Bourns 社が負担した取引費用相当額のブレイクアップ・フィー (最大 3,000,000 米ドル相当。以下「ブレイクアップ・フィー」という。) を Bourns 社に対して支払わなければならない、及び(iii) 競合取引の協議等を禁止する旨の取引保護条項 (詳細は下記「3. 本取引に係る手続の公正性」の「(3) マーケット・チェック」参照) を含む本公開買付契約のドラフトと併せて、本公

開買付けの公表後に実施される配当額を調整することを前提に、1株当たり8,250円（初回提案比最大152.78%）の本公開買付価格の提示（以下「第4回提案」という。）を受けた。

＜中略＞

- ・ 当社は、ファイナンシャル・アドバイザーとしてトランスキャピタル株式会社、リーガル・アドバイザーとして敬和綜合法律事務所、及び第三者算定機関としてKPMG FASを起用し、それぞれの助言を得た上で、以下のとおり、本公開買付価格等を含む本取引全般の取引条件に係る協議・交渉を実施した。なお、本取引の取引条件に係る協議・交渉過程については、後記のとおり、当委員会が実質的に関与している。

＜中略＞

- ・ 第2回提案に対し、当社は、KPMG FASから取得した暫定的な株式価値算定結果及び当委員会における審議・検討に基づく当委員会からの買付価格の引き上げ要請を踏まえ、トランスキャピタル株式会社の助言を受けながらBourns社と交渉を重ねた結果、Bourns社から、2025年5月22日、1株当たり7,100円（初回提案比最大131.48%）の価格提示（以下「第3回提案」という。）を受領した。

＜中略＞

- ・ その後、当社は、2025年6月3日、Bourns社から、大要、(i)本公開買付価格の102%（以下「本閾値」という。）以下の買付価格による対抗的公開買付けに対しては、いかなる場合も当社取締役会が本公開買付けに対する賛同意見・応募推奨を撤回できない、(ii)本閾値を超える買付価格による対抗的公開買付けが行われ、当社取締役会が本公開買付けに対する賛同意見・応募推奨を撤回できる場合も、当社はBourns社が負担した取引費用相当額のブレイクアップ・フィー（最大3,000,000米ドル相当。以下「ブレイクアップ・フィー」という。）をBourns社に対して支払わなければならない、及び(iii)競合取引の協議等を禁止する旨の取引保護条項（詳細は下記「3. 本取引に係る手続の公正性」の「(3) マーケット・チェック」参照）を含む本公開買付契約のドラフトと併せて、本公開買付けの公表後に実施される配当額を調整することを前提に、1株当たり8,250円（初回提案比最大152.78%）の本公開買付価格の提示（以下「第4回提案」という。）を受けた。

＜中略＞

- ・ 当社は、トランスキャピタル株式会社及び敬和綜合法律事務所の助言並びに当委員会との協議も踏まえて、Bourns社に対して、本閾値を設定しないこと及びブレイクアップ・フィーに係る合意の削除を要請し、また競合取引の協議等の禁止の緩和を要請したところ、競合取引の協議等の禁止の緩和については応諾を得たものの、本閾値を設定しないこと及びブレイクアップ・フィーに係る合意の削除については、Bourns社のグローバル戦略における当社の重要性和シナジーの実現、約5ヶ月間に渡る広範かつ深度のあるデュー・ディリジェンスの結果得られた当社企業価値最大化の実現への自信と本ディール完遂の強固な意図、少数株主の利益への配慮等を前提に、プレミアムを付した提示価格が、本閾値とブレイクアップ・フィーの提案と一体として行われたものであることを理由に、当社の繰返しの要請にかかわらず応諾を得ることは出来なかった。当社は、(i)Bourns社との協議及び交渉を通じて、Bourns社から計5回の提案を受けていること、(ii)最終提案において提示された本公開買付価格が初回提案対比144.20-149.54%に相当する価格であり、また、最終提案日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の終値対比123.47%相当の価格であること、(iii) 上記「(1) 対象者による株式価値算定書の取得」及び「(2) 当委員会による株式価値算定書の取得」記載のとおり、本公開買付価格が、株式価値算定書（KPMG）及び株式価値算定書

（DTFA）において示された各手法の当社株式1株当たりの株式価値のレンジを超えている又はその範囲内にあること、(iv) 下記「(4) プレミアムの水準」のとおり、本公開買付価格は、直前日までの東京証券取引所における当社株式の終値に対して、直前日の終値で23.47%、直前日の過去1カ月の平均終値で23.68%、直前日の過去3カ月の平均終値で30.12%、直前日の過去6カ月の平均終値で35.08%のプレミアムを加えた金額に相当し、相応のプレミアムが付されていること等を踏まえて、少数株主に相応のプレミアムが付された価格での当社株式の売却機会を提供することとBourns社の求める取引保護の要請を比較衡量した結果、本閾値及びブレイクアップ・フィーを理由に、当社の株主から、本公開買付価格での当社株式の売却機会を奪うことは適当ではなく、Bourns社及び

当社が作成し開示する予定の各開示書類において、取引保護条項の内容を含む本公開買付契約の内容について具体的な記載がなされ、本公開買付けを含む本取引の各条件の妥当性等を判断するために必要かつ相当と考えられる情報を開示し、取引条件の妥当性等について一般株主による十分な情報に基づいた適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）が行われる状況を確保した上で、本件取引を実施することが妥当であると判断し、当委員会にも確認の上で、2025年6月10日付で、Bourns 社からの最終提案を応諾する旨の回答を行い、Bourns 社との間で、本公開買付価格を8,075円とすることについて合意に至った。なお、当社は、最終提案に応諾する際に、敬和総合法律事務所から、当社が本閾値及びブレイクアップ・フィーを含む取引保護条項を応諾することについて、日本の会社法上、当社取締役の善管注意義務違反を構成しない旨の法律意見を受領した。

- ・ かかる一連の協議・交渉においては、その進行過程において、当委員会の設置以降、当社並びにトランスキャピタル株式会社及び敬和総合法律事務所から、特別委員会の場合で又は電子メールにて適時に当委員会に対して共有及び説明がなされ、随時、当委員会による方針の確認及び当委員会の意見の聴取を得ながら、当委員会は、DTFA から随時、公開買付案件に関わる広範な経験を踏まえた適切なアドバイスを受け、それを斟酌する等、知見の豊富な外部の専門家の意見も適宜踏まえた上で、取引価格その他の取引条件の交渉方針について意見を述べる形で、その実質的な関与の下に行われた。

＜後略＞

3. 本取引に係る手続の公正性

(1) 独立した特別委員会の設置及び関与

(訂正前)

＜前略＞

- ・ 当社と Bourns 社との間の協議及び交渉の方針又は具体的な状況については、当委員会の設置以降、適時に当委員会への報告が行われ、かつ、特に本公開買付価格に関する交渉の重要な局面においては、当該報告の内容を踏まえ当委員会から当社及びトランスキャピタルに対して意見を述べるとともに、必要と考えられる交渉の要請等を行う等、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付価格の交渉過程に当委員会が実質的に関与可能な体制が確保されていた。

＜後略＞

(訂正後)

＜前略＞

- ・ 当社と Bourns 社との間の協議及び交渉の方針又は具体的な状況については、当委員会の設置以降、適時に当委員会への報告が行われ、かつ、特に本公開買付価格に関する交渉の重要な局面においては、当該報告の内容を踏まえ当委員会から当社及びトランスキャピタル株式会社に対して意見を述べるとともに、必要と考えられる交渉の要請等を行う等、本公開買付けの条件とりわけ本公開買付価格の交渉過程に当委員会が実質的に関与可能な体制が確保されていた。

＜後略＞

(2) 外部専門家からの助言等の取得

(ア) ファイナンシャル・アドバイザー

(訂正前)

- ・ 当社は、当社の事業に対する理解が深く、また、独立した財務アドバイザーとして、トランスキャピタルを選任し、本公開買付けに係る検討、交渉及び判断に係る支援を受けていたことが認められる。

(訂正後)

- ・ 当社は、当社の事業に対する理解が深く、また、独立した財務アドバイザーとして、トランスキャピタル株式会社を選任し、本公開買付けに係る検討、交渉及び判断に係る支援を受けていたことが認められる。

(イ) 法務アドバイザー

(訂正前)

- ・ 当社は、独立した法務アドバイザーとして、敬和総合を選任し、本取引に関する法的助言を取得していたことが認められる。

(訂正後)

- ・ 当社は、独立した法務アドバイザーとして、敬和総合法律事務所を選任し、本取引に関する法的助言を取得していたことが認められる。

(3) マーケット・チェック

(訂正前)

<前略>

- ・ 本公開買付けに至るまでの過程において、当社は、2025 年 2 月 18 日に金融事業を営む株主（以下「アライアンス候補先」という。）から書面にて当社取締役会宛に当社の非公開化及びそれを前提としたデュー・ディリジェンスを企図した、法的拘束力を有しない意向表明書（以下「アライアンス提案」という。）を受領した。当社は、トランスキャピタル及び敬和総合からの助言を踏まえ、経済産業省が 2023 年 8 月 31 日付で策定した「企業買収における行動指針」（以下「企業買収行動指針」という。）に則り、アライアンス提案に記載されるデュー・ディリジェンスの受け入れ及び「真摯な検討」（企業買収行動指針 3.1.2）を要するかの検討を行うために必要十分な情報がアライアンス提案に記載されておらず、アライアンス候補先から、アライアンス候補先が考える、事業会社の運営・事業再構築に係わった経験と実績、買収者・資金の裏付けに関するより明確な情報及び経営方針の実施に堪える人材を擁しているかに関する情報の提供を求める旨の書面を、2025 年 2 月 26 日に当社からアライアンス候補先に、電子メールに書面を添付する方法により送付した。その後、これに対応するアライアンス候補先から当社に対する情報提供は行われていない。

<中略>

- ・ また、当社は、2025 年 2 月 26 日に、他の株主との IR 面談において、当該株主を通じて、事業会社である株主（以下「株主 X」という。）から当社取締役会宛に当社の企業価値向上に向けた事業運営上の協議を要望する書面（以下「要望書面」という。）を受領した。その後、当社は、当該書面の内容について、2025 年 3 月 28 日に、株主 X とウェブ方式により面談を行った。要望書面及び面談を踏まえて、当社は、トランスキャピタル及び敬和総合からの助言を踏まえ、企業買収行動指針に則り要望書面の内容を検討したところ、要望書面の内容は、買収対価等の主要な取引条件の提示等がなされておらず、当社の事業運営に関する抽象的な提案であると判断し、「真摯な買収提案」（企業買収行動指針 3.1.2）に当たらないと判断した。当該判断に従い、当社は、2025 年 4 月 1 日に株主 X に対し、企業価値の向上に資する意見として受領する旨、電子メールにより回答を行った。その後、2025 年 5 月 19 日、当社は、株主 X から、当社との早期の事業運営上の協議・意見交換の場を設けたいとの書面を電子メールにより受領したため、現時点で、株主 X との間で、当該協議に向けた調整が行われている状況である。

<中略>

- ・ 上記の本取引保護条項のとおり、当社は、本公開買付契約において、他の潜在的な買収者との協議等が一定程度制限されてはいる。しかしながら、本閾値（102%）は過度に高い設定とまではいえず、またブレイクアップ・フィーの金額（取引費用相当額で最大 3,000,000 米ドル）も過度に高額とまではいえず、実質的に当社の株主に対して本取引を承認することを強制する効果を持つような性質のものではないこと、また、競合取引の協議等の制限については、対抗提案者との接触等を一切禁止するものでなく、当社取締役の善管注意義務に違反し得ると当社取締役会が合理的に判断した場合においては協議等を行うことは妨げられておらず、対抗提案者が実際に出現した場合に、当該対抗提案者が当社と接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意等にはなっていないことと鑑みれば、本取引保護条項をもって、直ちに他の買収者による買収提案の機会の確保が十分に確保されていないとはいえないと考える。なお、本取引保護条項については、敬和総合に助言を求

め、敬和総合から、当社が本取引保護条項を応諾することについて、日本の会社法上、当社取締役の善管注意義務違反を構成しない旨の法律意見の提出を受けている。

＜後略＞

(訂正後)

＜前略＞

- ・ 本公開買付けに至るまでの過程において、当社は、2025年2月18日に金融事業を営む株主（以下「アライアンス候補先」という。）から書面にて当社取締役会宛に当社の非公開化及びそれを前提としたデュー・ディリジェンスを企図した、法的拘束力を有しない意向表明書（以下「アライアンス提案」という。）を受領した。当社は、トランスキャピタル株式会社及び敬和綜合法律事務所からの助言を踏まえ、経済産業省が2023年8月31日付で策定した「企業買収における行動指針」（以下「企業買収行動指針」という。）に則り、アライアンス提案に記載されるデュー・ディリジェンスの受け入れ及び「真摯な検討」（企業買収行動指針3.1.2）を要するかの検討を行うために必要十分な情報がアライアンス提案に記載されておらず、アライアンス候補先から、アライアンス候補先が考える、事業会社の運営・事業再構築に係わった経験と実績、買収者・資金の裏付けに関するより明確な情報及び経営方針の実施に堪える人材を擁しているかに関する情報の提供を求める旨の書面を、2025年2月26日に当社からアライアンス候補先に、電子メールに書面を添付する方法により送付した。その後、これに対応するアライアンス候補先から当社に対する情報提供は行われていない。

＜中略＞

- ・ また、当社は、2025年2月26日に、他の株主とのIR面談において、当該株主を通じて、事業会社である株主（以下「株主X」という。）から当社取締役会宛に当社の企業価値向上に向けた事業運営上の協議を要望する書面（以下「要望書面」という。）を受領した。その後、当社は、当該書面の内容について、2025年3月28日に、株主Xとウェブ方式により面談を行った。要望書面及び面談を踏まえて、当社は、トランスキャピタル株式会社及び敬和綜合法律事務所からの助言を踏まえ、企業買収行動指針に則り要望書面の内容を検討したところ、要望書面の内容は、買収対価等の主要な取引条件の提示等がなされておらず、当社の事業運営に関する抽象的な提案であると判断し、「真摯な買収提案」（企業買収行動指針3.1.2）に当たらないと判断した。当該判断に従い、当社は、2025年4月1日に株主Xに対し、企業価値の向上に資する意見として受領する旨、電子メールにより回答を行った。その後、2025年5月19日、当社は、株主Xから、当社との早期の事業運営上の協議・意見交換の場を設けたいとの書面を電子メールにより受領した。

＜中略＞

- ・ 上記の本取引保護条項のとおり、当社は、本公開買付契約において、他の潜在的な買収者との協議等が一定程度制限されてはいる。しかしながら、本閾値（102%）は過度に高い設定とまではいえず、またブレイクアップ・フィーの金額（取引費用相当額で最大3,000,000米ドル）も過度に高額とまではいえず、実質的に当社の株主に対して本取引を承認することを強制する効果を持つような性質のものではないこと、また、競合取引の協議等の制限については、対抗提案者との接触等を一切禁止するものでなく、当社取締役の善管注意義務に違反し得ると当社取締役会が合理的に判断した場合においては協議等を行うことは妨げられておらず、対抗提案者が実際に出現した場合に、当該対抗提案者が当社と接触等を行うことを過度に制限するような内容の合意等にはなっていないことに鑑みれば、本取引保護条項をもって、直ちに他の買収者による買収提案の機会の確保が十分に確保されていないとはいえないと考える。なお、本取引保護条項については、敬和綜合法律事務所に助言を求め、敬和綜合法律事務所から、当社が本取引保護条項を応諾することについて、日本の会社法上、当社取締役の善管注意義務違反を構成しない旨の法律意見の提出を受けている。

以 上

2025年6月13日

各 位

会 社 名	東 京 コ ス モ ス 電 機 株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 岩 崎 美 樹 (コード番号：6772 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先	取 締 役 管 理 本 部 長 久 保 田 純 (TEL 046-253-2111)

会 社 名	Bourns Japan Holdings LLC
代 表 者 名	管理者会議議長 アルバート・スコット・ヨスト

**(訂正)「Bourns Japan Holdings LLC による
東京コスモス電機株式会社（証券コード：6772）に対する
公開買付けの開始予定に関するお知らせ」
の一部訂正に関するお知らせ**

Bourns Japan Holdings LLC は、本日、別添のプレスリリース「(訂正)「東京コスモス電機株式会社（証券コード：6772）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」を公表しておりますので、お知らせいたします。

以 上

本資料は、Bourns Japan Holdings LLC（公開買付者）が東京コスモス電機株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

(添付資料)

2025年6月13日付「(訂正)「東京コスモス電機株式会社（証券コード：6772）に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ」

2025 年 6 月 13 日

各 位

会 社 名 Bourns Japan Holdings LLC

代 表 者 名 管理者会議議長 アルバート・スコット・ヨスト

**(訂正) 「東京コスモス電機株式会社 (証券コード：6772) に対する
公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ**

Bourns Japan Holdings LLC (以下「公開買付者」といいます。) が 2025 年 6 月 10 日付で公表いたしました「東京コスモス電機株式会社 (証券コード：6772) に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」について、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

【訂正前】

(前略)

今般、公開買付者は、本前提条件が充足され又は公開買付者により放棄された場合、本取引の一環として、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）に対する本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本日現在、公開買付者は、対象者株式を保有しておりません。

(中略)

公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、自己資金及び公開買付者の完全親会社である Bourns, Inc. (カリフォルニア州法人。以下「Bourns 社」といいます。) からの最大 10 百万米ドルの融資により賄うことを予定しております。

(後略)

【訂正後】

(前略)

今般、公開買付者は、本前提条件が充足され又は公開買付者により放棄された場合、本取引の一環として、対象者株式の全て（但し、対象者が所有する自己株式を除きます。）に対する本公開買付けを実施することを決定いたしました。なお、本日現在、公開買付者及び Bourns グループ (以下に定義します。)は、対象者株式を保有しておりません。

(中略)

公開買付者は、本公開買付けを含む本取引に要する資金を、公開買付者の完全親会社である Bourns, Inc. (カリフォルニア州法人。以下「Bourns 社」といいます。) からの出資 (Bourns 社の自己資金及びその関係会社から Bourns 社に対する最大 10 百万米ドルの融資を原資とします。)により賄うことを予定しております。

(後略)

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者が本公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程

【訂正前】

(前略)

その後、Bourns 社は、上記の対象者からの要請、及び、対象者の本定時株主総会において、2025 年 3 月 31 日を基準日とする 1 株当たり 175 円 (以下「本予定配当額」といいます。) の剰余金の配当議案 (以下「本配当議案」といいます。) が付議される予定であることを考慮し、2025 年 5 月 22 日付で、対象者に対し、本取引を行うために対象者株式の全て (但し、対象者が所有する自己株式を除きます。) を取得すること、及び、1 株当たり 7,100 円の公開買付価格で公開買付けを行うことを提案する旨の意向表明書 (以下「第 3 回提案」といいます。) を提出いたしました。なお、第 3 回提案における公開買付価格は、2025 年 5 月 22 日の前営業日である 2025 年 5 月 21 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 6,450 円に対してプレミアム (10.08%) が付与されています。

(中略)

その後、Bourns 社は、本日付で、対象者から本最終提案 (本予定配当額考慮後) を応諾する旨の書面を受領いたしました。

(後略)

【訂正後】

(前略)

その後、Bourns 社は、上記の対象者からの要請、及び、対象者の本定時株主総会において、2025 年 3 月 31 日を基準日とする 1 株当たり 175 円 (以下「本予定配当額」といいます。) の剰余金の配当議案 (以下「本配当議案」といいます。) が付議される予定であることを考慮し、2025 年 5 月 22 日付で、対象者に対し、本取引を行うために対象者株式の全て (但し、対象者が所有する自己株式を除きます。) を取得すること、及び、1 株当たり 7,100 円の公開買付価格で公開買付けを行うことを提案する旨の意向表明書 (以下「第 3 回提案」といいます。) を提出いたしました。なお、第 3 回提案における公開買付価格は、2025 年 5 月 22 日の前営業日である 2025 年 5 月 21 日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値 6,480 円に対してプレミアム (9.57%) が付与されています。

(中略)

その後、Bourns 社は、本日付で、対象者から本最終提案（本予定配当額考慮後）を応諾する旨の回答を受領いたしました。

(後略)

② 対象者が本公開買付けに賛同するに至った意思決定の過程及び理由

(i) 公開買付者からの提案及び検討体制の構築の経緯

【訂正前】

対象者は、Bourns 社から対象者の代表取締役である岩崎美樹氏に対して、2024 年 11 月 4 日付で、デュー・ディリジェンスその他の本取引に関する提案を含む本取引に関する初期的な意向表明書である第 1 回提案の送付を受けたことを契機として、本取引における手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に対する助言を含む法的助言を受けるために、専門性及び実績等に加えて、Bourns 社が海外企業であることを含めて検討を行った結果、Bourns 社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして、2025 年 1 月 4 日に、敬和綜合法律事務所を選任したとのことです。その後、2024 年 12 月 18 日に、対象者においてかかる提案について慎重に検討を行った結果、デュー・ディリジェンスその他の本取引に向けた具体的な検討及び協議を開始することを決定したとのことです。なお、敬和綜合法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

(後略)

【訂正後】

対象者は、Bourns 社から対象者の代表取締役である岩崎美樹氏に対して、2024 年 11 月 4 日付で、デュー・ディリジェンスその他の本取引に関する提案を含む本取引に関する初期的な意向表明書である第 1 回提案の送付を受けたことを契機として、本取引における手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に対する助言を含む法的助言を受けるために、専門性及び実績等に加えて、Bourns 社が海外企業であることを含めて検討を行った結果、Bourns 社及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして、2024 年 11 月 4 日に、敬和綜合法律事務所を選任したとのことです。その後、2024 年 12 月 18 日に、対象者においてかかる提案について慎重に検討を行った結果、デュー・ディリジェンスその他の本取引に向けた具体的な検討及び協議を開始することを決定したとのことです。なお、敬和綜合法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

(後略)

(ii) 検討・交渉の経緯

【訂正前】

(前略)

しかしながら、直近10期(2014年3月期から2024年3月期)の決算状況にも示されるとおり、対象者は近年、以下のような課題を抱えており、また、その対策も鋭意進めているところであるとのことです。

(中略)

その後、対象者は、2024年11月4日付で、Bourns社から、公開買付価格を5,400円から5,600円とする提案、及びデュー・ディリジェンスその他の本取引に関する提案を含む本取引に関する第1回提案を受領したとのことです。なお、第1回提案における公開買付価格は、2024年11月4日の前営業日である2024年11月1日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値に対してプレミアム(27.06%から31.76%が付与されているとのことです。

(中略)

その後、本日、対象者はBourns社に対し、本公開買付価格を8,075円とすることに同意する旨を画面で回答したとのことです。

(後略)

【訂正後】

(前略)

しかしながら、直近10期(2015年3月期から2024年3月期)の決算状況にも示されるとおり、対象者は近年、以下のような課題を抱えており、また、その対策も鋭意進めているところであるとのことです。

(中略)

その後、対象者は、2024年11月4日付で、Bourns社から、公開買付価格を5,400円から5,600円とする提案、及びデュー・ディリジェンスその他の本取引に関する提案を含む本取引に関する第1回提案を受領したとのことです。なお、第1回提案における公開買付価格は、2024年11月4日の前営業日である2024年11月1日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値4,250円に対してプレミアム(27.06%から31.76%)が付与されているとのことです。

(中略)

その後、本日、対象者はBourns社に対し、本公開買付価格を8,075円とすることに同意する旨を回答したとのことです。

(後略)

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するための措置

- ① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

【訂正前】

(前略)

類似会社比較法においては、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社株式の株式価値を算定し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を7,760円から9,616円までと算定しているとのことです。

(後略)

【訂正後】

(前略)

類似会社比較法においては、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者株式の株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を7,760円から9,616円までと算定しているとのことです。

(後略)

② 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

(iii) 判断内容

【訂正前】

本特別委員会は、以上の経緯の下で、本諮問事項について慎重に検討・協議を重ねた結果、2025年6月2日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しているとのことです。

(後略)

【訂正後】

本特別委員会は、以上の経緯の下で、本諮問事項について慎重に検討・協議を重ねた結果、2025年6月10日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しているとのことです。

(後略)

(b) 答申理由

【訂正前】

(1) 以下の対象者における事業環境及び経営課題の認識は合理性を有すること。

(中略)

1. 本取引の取引条件（本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付価格等も含む。）
の公正性・妥当性

(中略)

- ・ その後、対象者は、2025年6月3日、Bourns社から、大要、(i)本公開買付価格の102%（以下「本閾値」という。）以下の買付価格による対抗的公開買付けに対しては、いかなる場合も対象者取締役会が本公開買付けに対する賛同意見・応募推奨を撤回できない、(ii)本閾値を超える買付

価格による対抗的公開買付けが行われ、対象者取締役会が本公開買付けに対する賛同意見・応募推奨を撤回できる場合も、対象者は Bourns 社が負担した取引費用相当額のブレイクアップ・フィー（最大 3,000,000 米ドル相当。以下「ブレイクアップ・フィー」という。）を公開買付者に対して支払わなければならない、及び(iii)競合取引の協議等を禁止する旨の取引保護条項（詳細は後記第 3.3.(3)参照）を含む本公開買付契約のドラフトと併せて、本公開買付けの公表後に実施される配当額を調整することを前提に、1 株当たり 8,250 円（初回提案比最大 152.78%）の本公開買付価格の提示（以下「第 4 回提案」という。）を受けた。

（中略）

- ・ 対象者は、トランスキャピタル株式会社及び敬和総合法律事務所の助言並びに当委員会との協議も踏まえて、Bourns 社に対して、本閾値を設定しないこと及びブレイクアップ・フィーに係る合意の削除を要請し、また競合取引の協議等の禁止の緩和を要請したところ、競合取引の協議等の禁止の緩和については応諾を得たものの、本閾値を設定しないこと及びブレイクアップ・フィーに係る合意の削除については、Bourns 社のグローバル戦略における対象者の重要性和シナジーの実現、約 5 ヶ月間に渡る広範かつ深度のあるデュー・ディリジェンスの結果得られた対象者企業価値最大化の実現への自信と本ディール完遂の強固な意図、少数株主の利益への配慮等を前提に、プレミアムを付した提示価格が、本閾値とブレイクアップ・フィーの提案と一体として行われたものであることを理由に、対象者の繰返しの要請にかかわらず応諾を得ることは出来なかった。対象者は、(i)Bourns 社との協議及び交渉を通じて、Bourns 社から計 5 回の提案を受けていること、(ii)最終提案において提示された本公開買付価格が初回提案対比 144.20-149.54%に相当する価格であり、また、最終提案日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値対比 123.47%相当の価格であること、(iii)前記第 3.2.(1)及び(2)記載のとおり、本公開買付価格が、株式価値算定書（KPMG）及び株式価値算定書（デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー）において示された各手法の対象者株式 1 株当たりの株式価値のレンジを超えている又はその範囲内にあること、(iv)後記第 3.2.(4)記載のとおり、本公開買付価格は、直前日までの東京証券取引所における対象者株式の終値に対して、直前日の終値で 23.47%、直前日の過去 1 ヶ月の平均終値で 23.68%、直前日の過去 3 ヶ月の平均終値で 30.12%、直前日の過去 6 ヶ月の平均終値で 35.08%のプレミアムを加えた金額に相当し、相応のプレミアムが付されていること等を踏まえて、少数株主に相応のプレミアムが付された価格での対象者株式の売却機会を提供することと Bourns 社の求める取引保護の要請を比較衡量した結果、本閾値及びブレイクアップ・フィーを理由に、対象者の株主から、本公開買付価格での対象者株式の売却機会を奪うことは適当ではなく、公開買付者及び対象者が作成し開示する予定の各開示書類において、取引保護条項の内容を含む本公開買付契約の内容について具体的な記載がなされ、本公開買付けを含む本取引の各条件の妥当性等を判断するために必要かつ相当と考えられる情報を開示し、取引条件の妥当性等について一般株主による十分な情報に基づいた適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）が行われる状況を確保した上で、本件取引を実施することが妥当であると判断し、当委員会にも確認の上で、2025 年 6 月 10 日付で、公開買付者からの最終提案を応諾する旨の回答を

行い、公開買付者との間で、本公開買付価格を8,075円とすることについて合意に至った。なお、対象者は、最終提案に応諾する際に、敬和綜合法律事務所から、対象者が本閾値及びブレイクアップ・フィーを含む取引保護条項を応諾することについて、日本の会社法上、対象者取締役の善管注意義務違反を構成しない旨の法律意見を受領した。

(中略)

2. 本取引に係る手続の公正性

(中略)

- ・ また、対象者は、2025年2月26日に、他の株主とのIR面談において、当該株主を通じて、事業会社である株主Xから対象者取締役会宛に要望書面を受領した。その後、対象者は、当該書面の内容について、2025年3月28日に、株主Xとウェブ方式により面談を行った。要望書面及び面談を踏まえて、対象者は、トランスキャピタル株式会社及び敬和綜合法律事務所からの助言を踏まえ、企業買収行動指針に則り要望書面の内容を検討したところ、要望書面の内容は、買収対価等の主要な取引条件の提示等がなされておらず、対象者の事業運営に関する抽象的な提案であると判断し、「真摯な買収提案」(企業買収行動指針3.1.2)に当たらないと判断した。当該判断に従い、対象者は、2025年4月1日に株主Xに対し、企業価値の向上に資する意見として受領する旨、電子メールにより回答を行った。その後、2025年5月19日、対象者は、株主Xから、対象者との早期の事業運営上の協議・意見交換の場を設けたいとの書面を電子メールにより受領したため、現時点で、株主Xとの間で、当該協議に向けた調整が行われている状況である。

(中略)

- ・ また、本公開買付契約において、概要、以下のような取引保護条項の定めがある(以下「本取引保護条項」と総称する。)。すなわち、①対象者は、当委員会から本公開買付けに賛同する旨の答申書が得られており、かつ、それが撤回又は変更されていないことを条件に、本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことに係る本賛同決議を行い、本公開買付けに係る買付期間が終了するまでの間、下記②の場合を除き、本賛同決議を変更せず、また、これと抵触する決議を行わないこと、②対象者は、本公開買付契約締結後、公開買付期間の5営業日前までに、(i) 公開買付者以外の第三者により、1株当たりの買付価格が本公開買付価格の102.00%を上回る対価による対象者株式の公開買付け(以下「対抗公開買付け」という。)が開始された場合、又は、1株当たりの買付価格が本公開買付価格の102.00%を上回る取得対価により対象者株式を公開買付けによって取得する予定である旨の公開買付けの予告が公表された場合(対象者株式取得のために必要な資金調達が合理的に見込まれ、かつ、対象者株式取得のために必要な法令等の承認や手続が合理的な期間内に完了すると見込まれる場合に限る。以下、対抗公開買付けと総称して「対抗提案」という。)(但し、いずれの場合においても、(a) 上限の定めがなく、かつ、(b) 対抗提案に係る公開買付け完了後の対象者の議決権の3分の2以上を確保するための下限が設定されているものに限る。)であって、(ii) (a) 対象者の取締役会が、外部弁護士の意見に基づき、本賛同決議を維持することが当社の取締役の善管注意義務違反を構成すると合理的に判断するとともに、(b) 当委員会が本賛同決議の取下げ又は変更を推

奨するときには、当該弁護士の見解を公開買付者に開示した上で、公開買付者との間で本公開買付価格の変更に関する協議をすることを提案することができること、さらに、当該提案後5営業日後の日又は公開買付期間の末日のいずれか早い日までに、公開買付者が、本公開買付価格を対抗提案が提示する公開買付価格と同額にする、又は、これを超える価格に引き上げる旨の変更を行わない場合には、公開買付者に対してブレイクアップ・フィーとして、公開買付者が本取引のために要した費用に相当する額（最大3百万米ドル（又は支払時の為替レートに基づく同額の日本円））の支払を条件として、当社は、本賛同決議の変更又は撤回を行うことができること、③当社は、本公開買付契約締結後、本スクイーズアウトが完了する日までの間、公開買付者以外の第三者との間で、本取引と実質的に競合又は相反する取引（以下「本競合取引」という。）について積極的に勧誘や交渉等を行わないこと。但し、当社の取締役会が、外部弁護士の意見に基づき、当該交渉等を行わないことが当社の取締役の善管注意義務違反を構成すると合理的に判断する場合には、当社が本競合取引について交渉等を行うことが例外的に許容されていること（但し、かかる例外は、本競合取引が公開買付けの態様による場合には、対抗公開買付けの要件に該当するものであって、買付けを行う当社株式の数に、(i) 上限の定めがなく、かつ、(ii) 本競合取引完了後の当社の議決権の3分の2以上を確保するための下限が設定されているものに限る。）。

(中略)

3. 本取引の決定（本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して当該公開買付けへの応募を推奨すること、その他対象者による本取引の手續に係る決定を含む。）が対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか

(中略)

4. 上記1.乃至4.を踏まえ、対象者取締役会が公開買付けに対して賛同する意見を表明すること及び対象者の株主に対して公開買付けへの応募を推奨することの是非

(後略)

【訂正後】

1. 本取引の目的の正当性・合理性（本取引が対象者の企業価値向上に資するかを含む。）

以下の点より、本取引は対象者の企業価値向上に資するものと認められ、その目的は正当性・合理性を有すると認められる。

- (1) 以下の対象者における事業環境及び経営課題の認識は合理性を有すること。

(中略)

2. 本取引の取引条件（本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付価格等も含む。）の公正性・妥当性

(中略)

- その後、対象者は、2025年6月3日、Bourns社から、大要、(i)本公開買付価格の102%（以下「本閾値」という。）以下の買付価格による対抗的公開買付けに対しては、いかなる場合も対象者取締役会が本公開買付けに対する賛同意見・応募推奨を撤回できない、(ii)本閾値を超える買付

価格による対抗的公開買付けが行われ、対象者取締役会が本公開買付けに対する賛同意見・応募推奨を撤回できる場合も、対象者は Bourns 社が負担した取引費用相当額のブレイクアップ・フィー（最大 3,000,000 米ドル相当。以下「ブレイクアップ・フィー」という。）を公開買付者に対して支払わなければならない、及び(iii)競合取引の協議等を禁止する旨の取引保護条項（詳細は下記「3. 本取引に係る手続の公正性」の「(3)マーケット・チェック」参照）を含む本公開買付契約のドラフトと併せて、本公開買付けの公表後に実施される配当額を調整することを前提に、1 株当たり 8,250 円（初回提案比最大 152.78%）の本公開買付価格の提示（以下「第 4 回提案」という。）を受けた。

（中略）

- ・ 対象者は、トランスキャピタル株式会社及び敬和総合法律事務所の助言並びに当委員会との協議も踏まえて、Bourns 社に対して、本閾値を設定しないこと及びブレイクアップ・フィーに係る合意の削除を要請し、また競合取引の協議等の禁止の緩和を要請したところ、競合取引の協議等の禁止の緩和については応諾を得たものの、本閾値を設定しないこと及びブレイクアップ・フィーに係る合意の削除については、Bourns 社のグローバル戦略における対象者の重要性和シナジーの実現、約 5 ヶ月間に渡る広範かつ深度のあるデュー・ディリジェンスの結果得られた対象者企業価値最大化の実現への自信と本ディール完遂の強固な意図、少数株主の利益への配慮等を前提に、プレミアムを付した提示価格が、本閾値とブレイクアップ・フィーの提案と一体として行われたものであることを理由に、対象者の繰返しの要請にかかわらず応諾を得ることは出来なかった。対象者は、(i)Bourns 社との協議及び交渉を通じて、Bourns 社から計 5 回の提案を受けていること、(ii)最終提案において提示された本公開買付価格が初回提案対比 144.20-149.54%に相当する価格であり、また、最終提案日の前営業日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値対比 123.47%相当の価格であること、(iii)上記「(1)対象者による株式価値算定書の取得」及び「(2)当委員会による株式価値算定書の取得」記載のとおり、本公開買付価格が、株式価値算定書 (KPMG) 及び株式価値算定書 (デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー) において示された各手法の対象者株式 1 株当たりの株式価値のレンジを超えている又はその範囲内にあること、(iv)下記「(4)プレミアムの水準」記載のとおり、本公開買付価格は、直前日までの東京証券取引所における対象者株式の終値に対して、直前日の終値で 23.47%、直前日の過去 1 ヶ月の平均終値で 23.68%、直前日の過去 3 ヶ月の平均終値で 30.12%、直前日の過去 6 ヶ月の平均終値で 35.08%のプレミアムを加えた金額に相当し、相応のプレミアムが付されていること等を踏まえて、少数株主に相応のプレミアムが付された価格での対象者株式の売却機会を提供することと Bourns 社の求める取引保護の要請を比較衡量した結果、本閾値及びブレイクアップ・フィーを理由に、対象者の株主から、本公開買付価格での対象者株式の売却機会を奪うことは適当ではなく、公開買付者及び対象者が作成し開示する予定の各開示書類において、取引保護条項の内容を含む本公開買付契約の内容について具体的な記載がなされ、本公開買付けを含む本取引の各条件の妥当性等を判断するために必要かつ相当と考えられる情報を開示し、取引条件の妥当性等について一般株主による十分な情報に基づいた適切な判断（インフォームド・ジャッジメント）

が行われる状況を確保した上で、本件取引を実施することが妥当であると判断し、当委員会にも確認の上で、2025 年 6 月 10 日付で、公開買付者からの最終提案を応諾する旨の回答を行い、公開買付者との間で、本公開買付価格を 8,075 円とすることについて合意に至った。なお、対象者は、最終提案に応諾する際に、敬和綜合法律事務所から、対象者が本閾値及びブレイクアップ・フィーを含む取引保護条項を応諾することについて、日本の会社法上、対象者取締役の善管注意義務違反を構成しない旨の法律意見を受領した。

(中略)

3. 本取引に係る手続の公正性

(中略)

- ・ また、対象者は、2025 年 2 月 26 日に、他の株主との IR 面談において、当該株主を通じて、事業会社である株主 X から対象者取締役会宛に要望書面を受領した。その後、対象者は、当該書面の内容について、2025 年 3 月 28 日に、株主 X とウェブ方式により面談を行った。要望書面及び面談を踏まえて、対象者は、トランスキャピタル株式会社及び敬和綜合法律事務所からの助言を踏まえ、企業買収行動指針に則り要望書面の内容を検討したところ、要望書面の内容は、買収対価等の主要な取引条件の提示等がなされておらず、対象者の事業運営に関する抽象的な提案であると判断し、「真摯な買収提案」(企業買収行動指針 3.1.2)に当たらないと判断した。当該判断に従い、対象者は、2025 年 4 月 1 日に株主 X に対し、企業価値の向上に資する意見として受領する旨、電子メールにより回答を行った。その後、2025 年 5 月 19 日、対象者は、株主 X から、対象者との早期の事業運営上の協議・意見交換の場を設けたいとの書面を電子メールにより受領した。

(中略)

- ・ また、本公開買付契約において、概要、以下のような取引保護条項の定めがある(以下「本取引保護条項」と総称する。)。すなわち、①対象者は、当委員会から本公開買付けに賛同する旨の答申書が得られており、かつ、それが撤回又は変更されていないことを条件に、本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことに係る本賛同決議を行い、本公開買付けに係る買付期間が終了するまでの間、下記②の場合を除き、本賛同決議を変更せず、また、これと抵触する決議を行わないこと、②対象者は、本公開買付契約締結後、公開買付期間の 5 営業日前までに、(i) 公開買付者以外の第三者により、1 株当たりの買付価格が本公開買付価格の 102.00%を上回る対価による対象者株式の公開買付け(以下「対抗公開買付け」という。)が開始された場合、又は、1 株当たりの買付価格が本公開買付価格の 102.00%を上回る取得対価により対象者株式を公開買付けによって取得する予定である旨の公開買付けの予告が公表された場合(対象者株式取得のために必要な資金調達合理的に見込まれ、かつ、対象者株式取得のために必要な法令等の承認や手続が合理的な期間内に完了すると見込まれる場合に限る。以下、対抗公開買付けと総称して「対抗提案」という。)(但し、いずれの場合においても、(a) 上限の定めがなく、かつ、(b) 対抗提案に係る公開買付け完了後の対象者の議決権の 3 分の 2 以上を確保するための下限が設定されているものに限る。)であって、(ii) (a) 対象者の取締役会が、外部弁護士の意見に基づき、本賛同決議を維持することが対象者の取締役の善管注意

義務違反を構成すると合理的に判断するとともに、(b) 当委員会が本賛同決議の取下げ又は変更を推奨するときには、当該弁護士の見解を公開買付者に開示した上で、公開買付者との間で本公開買付価格の変更に関する協議をすることを提案することができること、さらに、当該提案後 5 営業日後の日又は公開買付期間の末日のいずれか早い日までに、公開買付者が、本公開買付価格を対抗提案が提示する公開買付価格と同額にする、又は、これを超える価格に引き上げる旨の変更を行わない場合には、公開買付者に対してブレイクアップ・フィーとして、公開買付者が本取引のために要した費用に相当する額（最大 3 百万米ドル（又は支払時の為替レートに基づく同額の日本円））の支払を条件として、対象者は、本賛同決議の変更又は撤回を行うことができること、③ 対象者は、本公開買付契約締結後、本スクイズアウトが完了する日までの間、公開買付者以外の第三者との間で、本取引と実質的に競合又は相反する取引（以下「本競合取引」という。）について積極的に勧誘や交渉等を行わないこと。但し、対象者の取締役会が、外部弁護士の意見に基づき、当該交渉等を行わないことが対象者の取締役の善管注意義務違反を構成すると合理的に判断する場合には、対象者が本競合取引について交渉等を行うことが例外的に許容されていること（但し、かかる例外は、本競合取引が公開買付けの態様による場合には、対抗公開買付けの要件に該当するものであって、買付けを行う対象者株式の数に、(i) 上限の定めがなく、かつ、(ii) 本競合取引完了後の対象者の議決権の 3 分の 2 以上を確保するための下限が設定されているものに限る。）。

（中略）

4. 本取引の決定（本取引において公開買付けが行われる場合には、当該公開買付けに賛同の意見を表明すること及び対象者の株主に対して当該公開買付けへの応募を推奨すること、その他対象者による本取引の手續に係る決定を含む。）が対象者の少数株主にとって不利益なものではないと考えられるか

（中略）

5. 上記 1. 乃至 4. を踏まえ、対象者取締役会が公開買付けに対して賛同する意見を表明すること及び対象者の株主に対して公開買付けへの応募を推奨することの是非

（後略）

- ③ 特別委員会における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

【訂正前】

- (i) 算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

（後略）

【訂正後】

- (i) 算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

（後略）

④ 対象者における独立した法律事務所からの助言

【訂正前】

対象者は、2024 年 12 月上旬に、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして敬和綜合法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けているとのことです。なお、敬和綜合法律事務所は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。本特別委員会は、敬和綜合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。また、敬和綜合法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

【訂正後】

対象者は、2024 年 11 月 4 日に、公開買付者及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして敬和綜合法律事務所を選任し、本取引において手続の公正性を確保するために講じるべき措置、本取引の諸手続並びに本取引に係る対象者の意思決定の方法及びその過程等に関する助言を含む法的助言を受けているとのことです。なお、敬和綜合法律事務所は、公開買付者及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。本特別委員会は、敬和綜合法律事務所の独立性及び専門性に問題がないことを確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。また、敬和綜合法律事務所に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。

2. 買付け等の概要

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

【訂正前】

(前略)

本公開買付価格 (8,075) 円は、本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である 2025 年 6 月 9 日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値 6,540 円に対して 23.47%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 6,516 円に対して 23.93%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 6,227 円に対して 29.68%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 6,009 円に対して 34.38%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

【訂正後】

(前略)

本公開買付価格（8,075）円は、本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である 2025 年 6 月 9 日の対象者株式の東京証券取引所スタンダード市場における終値 6,540 円に対して 23.47%、同日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 6,529 円に対して 23.68%、同日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 6,206 円に対して 30.12%、同日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 5,978 円に対して 35.08%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

以 上

【勧誘規制】

本プレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、本公開買付けに係る売付け等の申込みの勧誘又は買付け等の申込みを目的として作成されたものではありません。売付け等の申込みをされる際には、必ず本公開買付けに係る公開買付説明書をご覧頂いた上で、株主ご自身の判断でなされるようお願いいたします。本プレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みの勧誘、購入申込みに該当する、又はその一部を構成するものではなく、本プレスリリース（若しくはその一部）又はその配付の事実が、本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【米国規制】

本公開買付けは、日本で設立された会社である対象者株式を対象としています。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されるものであり、これらの手続及び基準は米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。以下同じとします。）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及びこれらの条項に基づく規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本プレスリリースの中に含まれる財務情報は、日本の会計基準に基づいた情報であり、当該会計基準は、米国その他の国における一般会計原則と大きく異なる可能性があります。また、本公開買付けの一部の当事者は米国外で設立された法人であり、その役員の全部又は一部が米国居住者ではないため、米国の証券関連法を根拠として主張し得る権利又は請求を行使することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連会社に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部は英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存在した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

公開買付者、対象者の各財務アドバイザー並びに公開買付代理人（これらの関連会社を含みます。）は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）規則 14e-5(b)の要件に従い、対象者株式を自己又は顧客の勘定で、公開買付期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けは市場取引を通じた市場価格、若しくは市場外での交渉で決定された価格で行われる可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行なった財務アドバイザー、対象者又は公開買付代理人の英語ウェブサイト（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。

【将来に関する記述】

本プレスリリースの記載には、米国 1933 年証券法 (Securities Act of 1933) (その後の改正を含みます。) 第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法 (Securities Exchange Act of 1934) 第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知又は未知のリスク、不確実性その他の要因によって、実際の結果がこれらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された内容と大きく異なる可能性があります。公開買付者又はその関係者 (affiliate) は、これらの将来に関する記述に明示的又は黙示的に示された結果が達成されることを保証するものではありません。本プレスリリースの中の「将来に関する記述」は、本日の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場合を除き、公開買付者及びその関係者は、将来の事象や状況を反映するためにその記述を変更又は修正する義務を負うものではありません。

会社法に従って株主による単元未満株式の買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

【その他の国】

国又は地域によっては、本プレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本プレスリリースの発表、発行又は配布は本公開買付けに関する株券等の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。